

労働法令のポイント

労働安全衛生関係

職場における熱中症対策の強化について

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策が事業者に義務づけられた。以下、その概要を解説する。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令7.4.15 厚労令57）
労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について（令7.5.20 基発0520第6）

武田真希子 特定社会保険労務士（社会保険労務士法人みらいコンサルティング）

1. 改正の背景

近年、日本の職場における熱中症の発生件数および死亡災害は増加傾向にあり、厚生労働省の統計（「令和6年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況」〔令和7年1月7日時点速報値〕）によると、職場での熱中症による死傷者数が令和6年には1195人に上り、うち死亡者数は30人に達している。また、熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害に比べて約5～6倍と高い。その主因は「初期症状の放置・対応の遅れ（発見の遅れ・異常時の対応の不備）」となっており、早期発見と迅速な対応判断が求められる。

これまで、労働安全衛生規則（以下、安衛則）では「多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない」（617条）等が定められていたが、改正安衛則において新たな規定（612条の2）を追加し、事業者に対して熱中症の早期発見と重篤

化防止のための具体的な措置を法的に義務づけた。

2. 対象となる作業

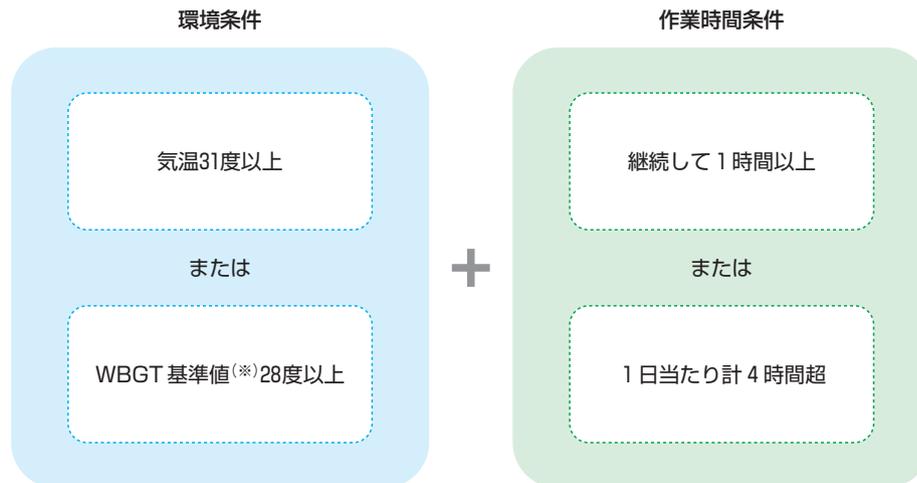
改正安衛則で新たに事業主へ義務づけられた措置は、「熱中症を生ずるおそれのある作業」に従事する場合に適用される。「熱中症を生ずるおそれのある作業」とは、[図表1]の「環境条件」と「作業時間条件」のいずれも満たす作業をいう。

なお、[図表1]の作業に該当しない場合であっても、作業強度や着衣の状況等によっては熱中症のリスクが高まるため、3.で述べる措置に準じた対応が推奨される。

3. 事業者に課される義務

上記の「熱中症を生ずるおそれのある作業」を行う事業者に対し、主に以下の二つの措置が義務づけられる。

図表1 熱中症対策の対象となる「熱中症を生ずるおそれのある作業」



※WBGT基準値…暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと。実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値の参考気温が把握できる。

[1] 報告体制の整備と周知

(改正安衛則612条の2第1項)

事業者は、熱中症のおそれがある状況等が発生した場合に、速やかに情報が伝達される体制を整備し、作業に従事する者に周知しなければならない。具体的には、以下の二つのケースを想定した報告体制（連絡先や担当者）を作業場ごとにあらかじめ定める必要がある。

- 作業者が、熱中症の症状（めまい、頭痛、吐き気など）を自覚した場合
- 作業者が、熱中症の疑いがある状況（ふらつき、生あくび、大量の発汗など）の同僚を発見した場合

周知方法としては、事業場の見やすい箇所への掲示、メールの送付、文書の配布のほか、朝礼における伝達等口頭によることが考えられる（「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」令7.5.20 基発0520第6）。いずれにしても、熱中症の症状が疑われる場合の報告先等が作業者に確実に伝わる必要がある。なお、現場で周知した結果の記録の保存までは法令では求めているが、労働基準監督署による確認に際し

ては、事業者として適切に対応することが求められる。

また、報告体制の整備に当たっては、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用により、熱中症症状がある作業者を積極的に把握することも考えられる。

[2] 措置と実施手順の作成・周知

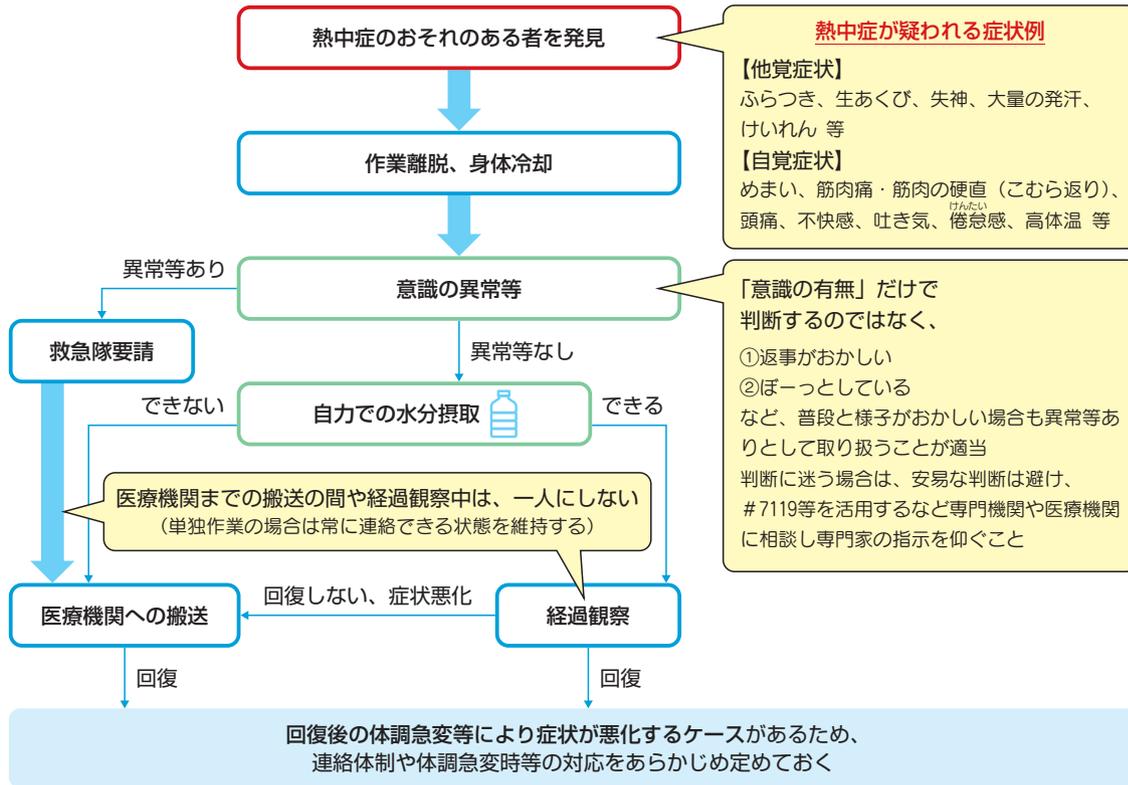
(改正安衛則612条の2第2項)

事業者は、熱中症のおそれがある作業者が発見された場合に、迅速かつ確かな判断が可能となるよう、症状の悪化を防ぐために必要な措置の内容とその実施手順を、あらかじめ作業場ごとに定め、作業者に周知しなければならない。この手順には、少なくとも以下の事項を含む必要がある。

- 作業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先および所在地等
- 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等、熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順

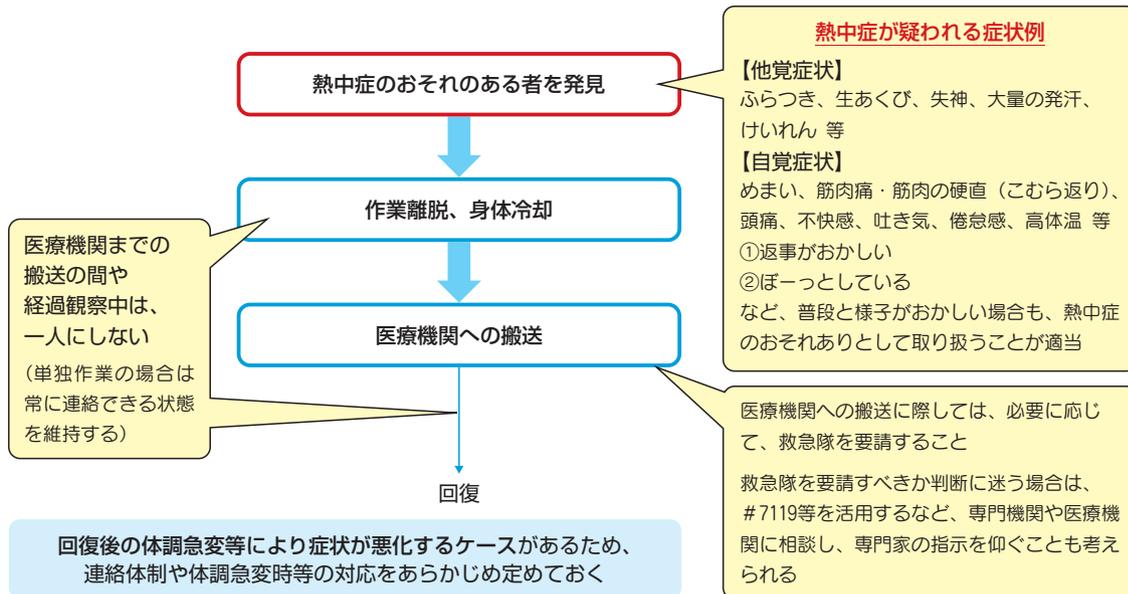
これらの手順は、具体的で分かりやすく、現場で実行可能な内容であることが求められる。厚生

図表2 熱中症のおそれのある者に対する措置の例①



資料出所：厚生労働省パンフレット「職場における熱中症対策の強化について」（〔図表3〕も同じ）

図表3 熱中症のおそれのある者に対する措置の例②



労働省のパンフレットにはフロー例[図表2、3]が示されているが、各作業場の実情に合わせてカスタマイズすることが推奨されている。

[3]措置違反に対する罰則

改正安衛則612条の2は、労働安全衛生法22条に基づくものであり、違反した場合には6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金が科される（同法119条）。

4.まとめ

本改正で義務化される内容（報告体制の整備、手順作成、作業員への周知）は、作業員の生命と

健康を守るために重要な措置である。今回の義務化は、作業場の規模（人員数）や業種を問わず、すべての事業者に適用される。法改正を契機として、各作業場において熱中症対策への意識を一層高め、実効性のある取り組みを推進することが求められる。

また、効果的な熱中症予防のためには、より広範な取り組みが望まれる。厚生労働省は、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の策定や、毎年実施される「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」（5～9月）などを通じて、補完的な対策も推奨しているので、併せて確認いただきたい。